

堺市監査委員公表第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 8 月 1 日 ～ 令和 6 年 12 月 23 日		
措置を講じた部局等	市長公室		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
3 (2) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 契約書の作成 委託業務において、起案事務の手引きによると、著作権が発生する業務の場合は、契約書を使用し、著作権関連の条文を追加する必要があるとされている。また、このことは調達課作成の「業務委託起案書チェックシート」にも記載されている。 しかし、堺市公式インスタグラム動画作成及び広告配信業務において、著作権に関する条文の記載がない請書を使用していた。 なお、仕様書には著作権の帰属等に関する内容は記載されていたものの、本来契約書を使用して追加すべき著作権関連の条文の内容が網羅されているものではなかった。	本契約の締結に当たり、「起案事務の手引き」や「業務委託起案書チェックシート」については十分に確認できておらず、請書の形式で契約を行っていました。 御指摘を踏まえ、弁護士相談を行い、今後、著作物の変更や二次的利用を行う可能性を考慮し、本来契約書に記載すべき著作権関連の条文を別途覚書として締結するよう助言を受け、委託先と著作権関連の条文を記載した覚書を令和 7 年 1 月 29 日に締結しました。 また、課内会議にてマニュアル等の共有を行い、契約事務の手続について周知を行いました。 今後、委託契約事務を行う	広報戦略部 広報戦略推進課	

イ[仕様書の記載内容について(意見)] 堺市ホームページシステムバックアップデータ遠隔地保管業務において、仕様書で年間計 51 回 HDD 等の磁気データを集配・遠隔地保管することとしている。その中で、第 2 回以降の集配は「前週の週次データを集配場所に返却し、当該集配日における週次データを遠隔地で保管すること」としているが、最終回の集配に関しては「前週の週次データを集配場所に返却すること」と記載しており、週次データを遠隔地で保管することは記載されていない。 本業務の目的は、バックアップデータを遠隔地に保管することで、地震・火災等の災害によるデータ喪失を防ぐことである。所管課によると、これまでの業務の実態としては、受注者と協議を行ったうえ、最終回の集配時にもバックアップデータを遠隔地で保管してきたとのことであったが、仕様書の業務内容で履行した場合、現年度の最終集配日から翌年度の初回集配日まで	際には、「起案事務の手引き」をはじめとするマニュアル等の内容について十分な確認を徹底することに加え、マニュアル等の内容と契約書の体裁や条文の内容が合致しているかについて複数人によるチェックを行います。 バックアップデータは常に遠隔地で保管する必要があることから、本業務を履行するに当たっては、3 月 31 日までは現委託業者がバックアップデータを適切に保管し、4 月 1 日からは新たな委託業者が現委託業者から当該データを引き継いで新たに保管する運用としていましたが、従来の仕様書では、最終回の集配時に週次データを集配場所に返却することと記載していたため、仕様書と実際の運用に齟齬が生じていました。 そのため、令和 6 年度の契約において、最終回の集配は「前週の週次データを集配場所に返却し、当該集配日における週次データを遠隔地で保管すること」とし、「委託業務終了時に本業務の次年度契約業者に週次データを引き継ぐ」ことを仕様書に明記し、令和 6 年 12 月 16 日に変更契約を現委託業者と締結しました。	広報戦略部 広報課
--	--	----------------------

での間、一時的にバックアップデータが遠隔地に保管できていない期間が発生し、業務目的を達成できない状態となる。 そのため、データ喪失リスク回避の観点から、当該業務で必要な内容を明確にするとともに、仕様書の見直しを検討されたい。		
--	--	--